

野菜農業振興事業補助実施要綱

平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 61 号制定
平成 16 年 3 月 15 日付け 15 農畜機第 2582 号変更
平成 16 年 4 月 1 日付け 15 農畜機第 2910 号変更
平成 17 年 4 月 1 日付け 16 農畜機第 5288 号変更
平成 18 年 3 月 31 日付け 17 農畜機第 4617 号変更
平成 19 年 3 月 30 日付け 18 農畜機第 4609 号変更
平成 19 年 7 月 4 日付け 19 農畜機第 1337 号変更
平成 20 年 4 月 1 日付け 19 農畜機第 4798 号変更
平成 20 年 12 月 1 日付け 20 農畜機第 3471 号変更
平成 21 年 2 月 1 日付け 20 農畜機第 4100 号変更
平成 21 年 4 月 1 日付け 20 農畜機第 4747 号変更
平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農畜機第 5236 号変更
平成 23 年 3 月 31 日付け 22 農畜機第 5168 号変更
平成 24 年 3 月 30 日付け 23 農畜機第 5164 号変更
平成 26 年 2 月 6 日付け 25 農畜機第 4588 号変更
平成 26 年 3 月 31 日付け 25 農畜機第 5435 号変更
平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農畜機第 5911 号変更
平成 28 年 9 月 30 日付け 28 農畜機第 3207 号変更
平成 29 年 3 月 29 日付け 28 農畜機第 6579 号変更

第 1 趣旨

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成 15 年 10 月 2 日付け農林水産省指令 15 生産第 4153 号認可。以下「業務方法書」という。）第 172 条の規定に基づき行う経費の補助については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び業務方法書並びに第 2 の 1 の補助事業にあっては、野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領（昭和 63 年 7 月 25 日付け 63 食流第 3576 号農林水産事務次官依命通知。以下「需給均衡要領」という。）、「野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について」（昭和 63 年 7 月 25 日付け 63 食流第 3577 号農林水産省食品流通局長通知。以下「需給均衡運用通知」という。）及び「価格回復緊急需給調整事業における対象野菜、指標価格等について」（平成 13 年 12 月 21 日付け 13 生産第 7557 号農林水産省生産局長通知）、第 2 の 2 の補助事業にあっては、契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領（平成 14 年 8 月

2日付け14生産第3627号農林水産事務次官依命通知。以下「契約特定要領」という。）及び契約野菜収入確保モデル事業実施要領（平成23年3月31日付け22生産第10948号農林水産省生産局長通知。以下「モデル事業通知」という。）、第2の3の補助事業にあつては、新しい野菜産地づくり支援事業実施要綱（平成28年4月1日付け27生産第2954号農林水産事務次官依命通知。以下「新野菜産地実施要綱」という。）及び新しい野菜産地づくり支援事業実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2956号農林水産省生産局長通知。以下「新野菜産地事業通知」という。）に定めるもののほか、当該補助事業の実施に必要な事項を定めたこの実施要綱を定め、これらに則して実施するものとする。

第2 補助事業の種類

この実施要綱で定める補助事業は、次のとおりとする。

1 緊急需給調整事業に係る補助事業

(1) 緊急需給調整推進費助成事業

(2) 緊急需給調整推進事業

ア 産地情報調査員設置事業

イ 緊急需給調整連絡協議会開催等事業

ウ 消費拡大推進事業

エ 過剰野菜有効利用研究・実証事業

(3) 生産出荷団体緊急需給調整助成事業

(4) 価格回復緊急需給調整費用交付金等助成事業

(5) 野菜供給確保需給調整奨励金助成事業

(6) その他緊急的な措置として農林水産省生産局長が特に必要と認める場合 に行う事業（需給均衡要領第2の1の（5）に規定するものをいう。）

2 契約特定野菜等安定供給促進事業

契約特定要領第2の2の規定に基づきモデル事業通知により実施されるものをいう。

3 加工・業務用野菜生産基盤強化事業

新野菜産地実施要綱第2の1の事業をいう。

第3 事業実施主体

この実施要綱に規定する事業の実施主体は、第2の1の（1）、（2）のア、イ及びウ並びに（3）及び（4）の事業については、需給均衡要領第2の1の（1）に規定する登録出荷団体等（第2の1の（2）のア、イ及びウの事業については登録出荷団体等を構成員とする民間団体を含む。以下「登録出荷団体等」という。）、第2の1の（2）のエの事業については、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める民間団体等（以下「民間

団体等」という。）、第２の１の（４）の事業については野菜価格安定法人（野菜価格の安定を目的として都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。以下同じ。）、第２の１の（５）の事業については需給均衡要領第２の１の（４）に規定する県生産出荷団体等（野菜の生産者が構成員となっている農業協同組合若しくは農業協同組合連合会その他の団体又は生産者をいう。以下同じ。）、第２の２の事業については、モデル事業通知第４に規定する者、第２の３の事業については、新野菜産地事業通知別紙１の第２に規定する団体とする。

第４ 委託等の制限

- １ 事業実施主体は、補助事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
なお、主たる部分とは、補助事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- ２ 事業実施主体は、１に基づき補助事業を委託した場合に伴う委託先の行為に対し、全ての責任を負うものとする。
- ３ 事業実施主体は、補助事業の一部を委託した場合、委託先からさらに別の第三者に対して本委託に係る事業をさせてはならない。

第５ 補助事業の内容

緊急需給調整事業に係る補助事業の内容は、次によるものとする。

（１）緊急需給調整推進費助成事業

機構は、需給均衡要領第５の２の（１）に基づき、登録出荷団体等が緊急需給調整の推進及び確認を行うのに要する経費の２分の１に相当する額以内を補助する。

（２）緊急需給調整推進事業

機構は、登録出荷団体等が需給均衡要領第２の１の（１）に定める重要野菜等の緊急需給調整を円滑に実施するため、以下の事業を行う。

ア 産地情報調査員設置事業

機構は、登録出荷団体等が都道府県段階における野菜の生産出荷動向等の情報収集を行うための産地情報調査員の設置に要する経費を定額補助する。

イ 緊急需給調整連絡協議会開催等事業

機構は、登録出荷団体等が野菜の供給過剰時における効果的な緊急需給調整の検討、実施体制の構築等を行うための緊急需給調整連絡協議会の開催及び生産者に対する啓発活動の実施に要する経費を定額補助する。

ウ 消費拡大推進事業

機構は、登録出荷団体等が野菜の供給過剰時に行う消費促進活動の実施に要する経費の2分の1に相当する額以内を補助する。

エ 過剰野菜有効利用研究・実証事業

機構は、民間団体等が、供給過剰時における野菜の有効利用の促進を図るための過剰野菜の飼料化、肥料化又は新規用途の開発に向けた研究開発及び実証試験の実施に要する経費の2分の1に相当する額以内を補助する。

(3) 生産出荷団体緊急需給調整助成事業

機構は、需給均衡要領第2の1の(1)に基づく事業を実施するために機構が別に定める要領に基づき、緊急需給調整費用交付金の一部として補助金を交付する。

(4) 価格回復緊急需給調整費用交付金等助成事業

ア 機構は、需給均衡要領第6の3に基づき、野菜価格安定法人が価格回復緊急需給調整費用交付金（以下「価格回復費用交付金」という。）の交付に要する経費の2分の1に相当する額を補助する。また、野菜価格安定法人が行う、価格回復費用交付金に係る価格回復緊急需給調整推進費交付金（以下「価格回復推進費交付金」という。）の交付に要する経費を補助する。ただし、当該補助の対象となる価格回復推進費交付金の交付に要する経費の額は、価格回復費用交付金に係る補助に相当する額の10分の1を上限とする。

イ 需給均衡運用通知第1の2の(4)のエに規定する機構が定める規格は、指定野菜（需給均衡要領第2の1の(1)及び(2)の事業の対象となるものを除く。）にあつては独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則（平成15年10月1日付け15農畜機第7号）別表7に掲げる規格、特定野菜にあつては「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について」（昭和51年11月9日付け51食流第6096号農林省食品流通局長通知）の1の(2)の規定による規格とする。

(5) 野菜供給確保需給調整奨励金助成事業

機構は、需給均衡要領第6の1の(1)のウに基づき造成した資金により、県生産出荷団体等が野菜供給確保需給調整奨励金の交付に要する経費（推進事務費を含む。）を補助する。なお、野菜供給確保需給調整奨励金助成事業に係る補助割合等は、農林水産省生産局長が別に定めるところに基づきその都度決定するものとする。

(6) その他緊急的な措置として農林水産省生産局長が特に必要と認めた場合に行う第2の1の(6)の補助事業の補助割合等は、農林水産省生産局長が別に定めるところに基づきその都度決定するものとする。

第6 補助金の交付手続

緊急需給調整事業に係る補助事業の補助金の交付手続は、次によるものとする。

(1) 緊急需給調整推進費助成事業

緊急需給調整推進費助成金の交付申請

ア 事業実施主体は、需給均衡要領第2の1の(1)の緊急需給調整に係る推進及び確認を行った場合に緊急需給調整推進費助成金の交付申請を行う場合には、需給均衡運用通知第1の1の(2)による実施状況の確認を行った日の次の日から起算して1月又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに別記様式第1号により、緊急需給調整推進費助成金実績報告書兼交付申請書を作成の上、機構に提出するものとする。

イ 機構は、アの緊急需給調整推進費助成金実績報告書兼交付申請書の内容が本事業の趣旨に照らし適正なものであること等緊急需給調整推進費助成金を交付することが適当と認められるときは、当該助成金の交付決定を行うとともに、事業実施主体に対し額の確定及び精算払いを行うものとする。

(2) 緊急需給調整推進事業

ア 緊急需給調整推進事業実施計画の作成・承認

事業実施主体は、別記様式第2号により緊急需給調整推進事業実施計画書を作成の上、機構に提出し承認を受けるものとする。また、これについて以下に掲げる変更をしようとするときも同様とする。

(ア) 事業の内容の追加又は中止若しくは廃止

(イ) 事業実施主体の変更

なお、第2の1の(2)のアの事業に係る実施計画書については、当該年の9月末日を提出の期限とする。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

イ 緊急需給調整推進事業助成金の交付申請

事業実施主体は、別記様式第3号により緊急需給調整推進事業助成金交付申請書を作成の上、機構に提出するものとする。

ウ 緊急需給調整推進事業助成金の交付決定

機構は、緊急需給調整推進事業助成金交付申請書の内容が本事業の趣旨に照らし適正なものであること等緊急需給調整推進事業助成金を交付するものとして適当と認められるときは、当該助成金の交付決定を行うものとする。

エ 緊急需給調整推進事業助成金の概算払

事業実施主体は、助成金の概算払請求をしようとするときは、別記様式第4号の緊急需給調整推進事業助成金概算払請求書を機構に提出するものとする。

機構は、本事業の円滑な実施を図るため、必要があると認めたときは、交付決定額の範囲内において、当該事業の遂行状況を勘案して、所要額（限度額として、交付決定額の10%以上を留保した残額とする。）を概算払をすることができるものとする。

オ 緊急需給調整推進事業助成金の変更交付申請

事業実施主体は、緊急需給調整推進事業助成金の交付決定のあった後において、次に掲げる内容を変更する場合には、別記様式第5号により、緊急需給調整推進事業助成金変更交付申請書を作成の上、機構に提出し、承認を受けるものとする。

（ア）第2の1の（2）のア、イ、ウ又はエのそれぞれの事業に係る経費の30%を超える増減額

（イ）第2の1の（2）のア、イ、ウ又はエのそれぞれの事業に係る助成金の交付決定の額の増額を伴う事業に係る経費の増額

（ウ）第2の1の（2）のア、イ、ウ又はエのそれぞれの事業の中止又は廃止（事業実施主体の変更も含む。）

カ 緊急需給調整推進事業の実績報告及び精算払

（ア）事業実施主体は、事業が完了したとき（事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日から起算して1月又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、別記様式第6号により緊急需給調整推進事業実績報告（兼精算払請求）書（以下「緊急需給調整推進事業実績報告書」という。）を作成の上、機構に提出するものとする。

（イ）機構は、緊急需給調整推進事業実績報告書の内容がイの緊急需給調整推進事業助成金交付申請書の内容に沿った事業が行われたものと認められるときは、事業実施主体に対し、額の確定及び精算払いを行うものとする。

（3）生産出荷団体緊急需給調整助成事業

機構が別に定める要領による。

（4）価格回復緊急需給調整費用交付金等助成事業

ア 価格回復緊急需給調整費用交付助成金及び価格回復緊急需給調整推進費助成金の交付申請

野菜価格安定法人は、県生産出荷団体から需給均衡運用通知第1の2の（3）のアに規定する価格回復緊急需給調整実施計画を受理した場合には、その実施計画の内容が本事業の趣旨に照らし適正なものであること等価格回復交付金を交付するものとして適当と認められるときは、別記様式第7号の価格回復緊急需給調整費用交付助成金及び価格回復緊急需給調整推進費助成金交付申請書（イの変更交付申請書を含む。以下「価格回復助成金交付申請書」という。）を作成の上、機構に提出する

ものとする。

イ 価格回復緊急需給調整費用交付助成金及び価格回復緊急需給調整推進費助成金の変更交付申請

野菜価格安定法人は、機構からの交付決定を受けた後、次に掲げる変更をしようとするときは、別記様式第 8 号により機構に提出するものとする。

(ア) 県生産出荷団体が、当該事業を中止し、又は廃止しようとするとき（県生産出荷団体の変更を含む。）。

(イ) 交付決定を受けた価格回復緊急需給調整費用交付助成金（以下「価格回復費用助成金」という。）又は価格回復緊急需給調整推進費助成金（以下「価格回復推進費助成金」という。）のそれぞれの増額又は 30%を超える減額をしようとするとき。

ウ 価格回復費用助成金及び価格回復推進費助成金の概算払請求

(ア) 野菜価格安定法人は、需給均衡運用通知第 1 の 2 の（４）に規定する緊急需給調整の実施の確認が行われるとともに、その報告が地方農政局長に行われた後に、別記様式第 9 号により価格回復費用助成金及び価格回復推進費助成金概算払請求書（以下「価格回復助成金概算払請求書」という。）を作成の上、機構に提出するものとする。

(イ) 機構は、価格回復助成金概算払請求書の内容がアの価格回復助成金交付申請書の内容に沿った事業が行われたものと認められるときは、野菜価格安定法人に対し、価格回復費用助成金及び価格回復推進費助成金（以下「価格回復助成金」という。）の交付を行うものとする。

(ウ) (イ) により価格回復助成金の交付を受けた野菜価格安定法人は、県生産出荷団体に対し、速やかに価格回復交付金を支払うものとする。

エ 実績報告

野菜価格安定法人は、価格回復交付金を交付したときは、当該交付の日から起算して 1 月又は翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い日までに、別記様式第 10 号により価格回復緊急需給調整費用交付金及び価格回復緊急需給調整推進費交付金交付実績報告書（以下「価格回復交付金交付実績報告書」という。）を作成の上、機構に提出するものとする。

(5) 野菜供給確保需給調整奨励金助成事業

野菜供給確保需給調整奨励助成金の交付申請、実績報告等の手続は、農林水産省生産局長が別に定めるところに基づきその都度決定するものとする。

(6) その他緊急的な措置として農林水産省生産局長が特に必要と認めた場合に行う補助事業の第 2 の 1 の（6）の補助事業交付申請、実績報告等の手続は、農林水産省生産局長が別に定めるところに基づきその都度決定するものとする。

第7 交付決定の条件

- 1 機構は、緊急需給調整事業に係る補助事業の交付決定をする場合には、次の条件を付するものとする。
 - (1) 補助金の交付の対象となる補助事業を行う者が当該補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ理事長の承認を受けなければならないこと。
 - (2) 第2の1の(2)の補助事業を行う事業実施主体にあっては、第5の(2)のオの各号に掲げるいずれかの変更をしようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならないこと。
 - (3) 第2の1の(4)の補助事業を行う野菜価格安定法人にあっては、第5の(4)のイの(ア)又は(イ)に掲げるいずれか変更をしようとするときには、あらかじめ理事長の承認を受けなければならないこと。
 - (4) 補助事業を行う者は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けなければならないこと。
 - (5) 第7及び第9に規定する事項
- 2 野菜価格安定法人は、価格回復推進費交付金の交付決定等をする場合には、その消費税等相当額の取扱いについて、第7の規定に準ずる旨を条件として付するものとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第5の(1)のアの緊急需給調整推進費助成金実績報告書兼交付申請書、第5の(2)のイの緊急需給調整推進事業助成金交付申請書又は第5の(4)のアの価格回復助成金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。
- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第

5の(2)のカの緊急需給調整推進事業実績報告書又は第5の(4)のエの価格回復交付金交付実績報告書(以下総称して「実績報告書」という。)を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第11号の野菜農業振興事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額(2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合(事業実施主体自ら若しくはそれぞれの県生産出荷団体等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。)であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第9 収益納付

- 1 第2の1の(2)のエの過剰野菜有効利用研究・実証事業を実施した事業実施主体は、本事業の成果に係る特許権等の譲渡若しくは実施権の設定又は成果の企業化により収益が生じた場合においては、別記様式第12号により機構に届け出るとともに、理事長の指示により、その収益の一部を納付するものとする。
- 2 収益の一部を納付すべき期間は、補助事業終了年度の翌年度以降3年間とする。
- 3 納付する金額については、原則として次の算式による。

納付額＝毎会計年度の当該収益額×補助金総額／研究・実証事業費総額

第10 補助金の返還等

- 1 理事長は、事業実施主体がこの要綱の規定に違反したときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。
- 2 理事長は、1に基づき事業実施主体に補助金の返還を請求したときは、補助金を交付した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した額を加算金として請求するものとする。

第11 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、機構の緊急需給調整事業に係る補助事業の経理については、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとし、その保管期間は、当該補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 機構は、補助事業が適切に行われるために必要と認める場合には、事業実施主体に対し、報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができるものとする。

第12 事業の適正な執行の確保

1 第三者の意見の聴取

理事長は、野菜農業振興事業の適正な執行を確保するため、事業の実施等について、理事長が別に定めるところにより、第三者（野菜農業振興事業の関係者以外の者）の意見を聴取し、その意見を野菜農業振興事業の運営に反映できるものとする。

2 不正行為に対する是正措置等

- (1) 理事長は、野菜農業振興事業の事業実施主体及び事業実施主体から交付金等を受ける者（以下「事業実施主体等」という。）が野菜農業振興事業の実施にあたって不正な行為をした場合には、当該事業実施主体等に対して当該不正行為に関する発生原因の解明を含む再発防止のための是正措置その他適切な措置（以下「是正措置等」という。）を講ずるよう求めることができる。
 - (2) 事業実施主体等は、是正措置等を講じた場合には、理事長に報告するものとする。
 - (3) 理事長は、報告のあった是正措置等の内容が野菜農業振興事業の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業実施主体等に対し助言・指導を行うものとする。
 - (4) 理事長は、当該事業実施主体等に助言・指導をしてもなお是正が認められない場合には、事業の適正な執行を確保するための必要な勧告を行うものとする。
 - (5) 理事長は、当該事業実施主体等が勧告に従わない場合には、当該事業実施主体等を野菜農業振興事業の対象としないことができる。
- 3 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項を定めることができるものとする。

附 則（平成16年4月1日付け15農畜機第2910号）

この要綱の改正は平成16年4月1日から施行し、第7に係る部分は平成

15年10月1日以降に構造改革交付金の交付がなされたものについて適用する。

附 則（平成17年4月1日付け16農畜機第5288号）
この要綱の改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日付け17農畜機第4617号）
この要綱の改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日付け18農畜機第4609号）
この要綱の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月4日付け19農畜機第1337号）
この要綱の改正は、平成19年7月4日から施行する。

附 則（平成20年4月1日付け19農畜機第4798号）
この要綱の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月1日付け20農畜機第3471号）
この要綱の変更は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年2月1日付け20農畜機第4100号）
この要綱の変更は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日付け20農畜機第4747号変更）
この要綱の変更は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日付け21農畜機第5236号変更）
この要綱の変更は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日付け22農畜機第5168号）
この要綱の改正は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正前の第7の規定については、改正前の第2の2の事業に係る助成金により取得した機械等について、なおその効力を有する。

附 則（平成24年3月30日付け23農畜機第5164号）
この要綱の変更は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成２６年３月３１日付け２５農畜機第５４３５号）
この要綱の改正は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年４月１日付け２７農畜機第５９１１号）
この要綱の改正は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年９月３０日付け２８農畜機第３２０７号）
この要綱の改正は、平成２８年１０月３日から施行する。

附 則（平成２９年３月２９日付け２８農畜機第６５７９号）
この要綱の改正は、平成２９年４月１日から施行する。

別記様式第1号

平成 年度緊急需給調整推進費助成金実績報告書兼交付申請書

番 号
年 月 日

獨立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
事業実施主体名
代表者名

平成 年度において、緊急需給調整推進費助成事業を下記のとおり実施したので、野菜農業振興事業補助実施要綱第5の(1)のアに基づき、助成金円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

(また、申請のとおり交付決定されたときは、精算金として助成金〇〇〇円の交付を請求します。)

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の実施実績
- 3 事業に要した経費及び負担区分

区 分	事業に要した 経費	内 訳		備考
		機構助成金	自己負担金	
1. 緊急需給調整の 推進を行うのに 要した経費	円	円	円	
2. 緊急需給調整の 実施確認を行う のに要した経費				
合 計				

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、実施要綱第7に定めるところによりこれを減額した金額を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

- 4 添付資料
- (1) 3の各経費の内訳の明細及び根拠
- (2) その他機構が必要とする書類

平成 年度緊急需給調整推進事業実施計画（変更）承認申請書

住所
事業実施主体名
代表者名

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、野菜農業振興事業補助実施要綱第5の(2)のアに基づき、申請します。

(注) 変更の場合には、記の「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、事業の内容及び計画、事業に要する経費及び負担区分について、変更前と変更後が容易に比較できるよう、変更部分を二段書にし、変更前を括弧書で上段に記載するものとする。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

(1) 產地情報調査員設置事業

調査員名	対象産地及び 対象野菜	調査時期及び内容	調査結果の 報告回数	備考

(注) 調査員の略歴を添付すること。

(2) 緊急需給調整連絡協議会開催等事業

ア 協議会の開催

名称	開催時期及び 場所	協議内容	協議会の構成 及び参加人数	備考

イ 啓発・指導活動

活動内容及び方法	対象地域	対象者の属性 及び人数	備考

(3) 消費拡大推進事業

推進内容	実施方法	備考

(注) ポスター、チラシ等の印刷物を作成する場合は作成部数、配布先を記入すること。

(4) 過剰野菜有効利用研究・実証事業

ア 検討会の開催

名称	開催時期及び 場所	検討内容	検討会の構成 及び参加人数	備考

イ 研究・実証の内容等

内容	実施方法	実施時期	備考

ウ 報告書の作成・配布

部数	配布先	備考

エ 事業実施体制

3 事業に要する経費及び負担区分

区 分	事業に要する経費	負担区分			備考
		機構助成金	自己負担金	計	
1 ○○○事業費	円	円	円	円	
2 ○○○事業費					
...					
合 計					

4 添付資料

独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程（平成 16 年 4 月 1 日付 15 農畜機第 3037 号）の 2 の（1）に定める別紙様式第 1 号

別記様式第3号

平成 年度緊急需給調整推進事業助成金交付申請書

番 号
年 月 日

獨立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
事業実施主体名
代表者名

印

平成 年度において、緊急需給調整推進事業を下記のとおり実施したいので、野菜農業振興事業補助実施要綱第5の(2)のイに基づき、助成金〇〇〇を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|-------------|---|---|
| 1 事業の目的 | } | (注) 事業の目的、事業の内容及び計画については、実施要綱第5の(2)のアに基づき承認された実施計画の添付をもって代えることができる。 |
| 2 事業の内容及び計画 | | |

3 事業に要する経費及び負担区分

区 分	事業に要する経費	負担区分			備考
		機構助成金	自己負担金	計	
1 ○○事業費	円	円	円	円	
2 ○○事業費					
・ ・ ・					
合 計					

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、実施要綱第7に定めるところによりこれを減額した金額を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 収支予算

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
機構助成金 自己負担金	円	
合 計		

(2) 支出の部

区 分	予算額	備考
1 ○○○事業費	円	
2 ○○○事業費		
. . .		
合 計		

5 添付資料

- (1) 3 の各経費の内訳の明細及び根拠
- (2) その他機構が必要とする書類

平成 年度野菜緊急需給調整推進事業助成金概算払請求書

住所
事業実施主体名
代表者名

印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号により助成金交付決定の
通知のあった緊急需給調整推進事業について、下記により金〇〇〇円を概算払
により交付されたく、野菜農業振興事業補助実施要綱第５の（２）のエに基づ
き、請求します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業の遂行状況 (平成 年 月 日現在)			既 概算払 受領額 ④	今回 概算払 請求額 ③－④	備考
	事業費 ①	機構 助成金	事業費 ②	機構 助成金③	出来高 ②／①			
	円	円	円	円	%	円	円	
合計								

2 振込先

振込先金融機関名	預金種別	口座番号	受取人住所及び口座名義

(注)受取人住所及び口座名義には、ふりがなを付すこと。

別記様式第5号

平成 年度緊急需給調整推進事業助成金変更交付申請書

番 号
年 月 日

獨立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
事業実施主体名
代表者名

平成 年 月 日付け 農畜機第 号により助成金交付決定の通知のあった緊急需給調整推進事業の実施について、下記の理由により変更したいので、承認されたく、野菜農業振興事業補助実施要綱第5の(2)のオに基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- (注) 1. 記の記載要領は、別記様式第2号の記の様式に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、事業の内容及び計画、事業に要する経費及び負担区分について、変更前と変更後が容易に比較できるよう、変更部分を二段書にし、変更前を括弧書で上段に記載するものとする。
2. 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第 6 号

平成 年度緊急需給調整推進事業実績報告（兼精算払請求）書

番 号
年 月 日

獨立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
事業実施主体名
代表者名

平成 年 月 日付け 農畜機第 号により助成金交付決定の通知のあった緊急需給調整推進事業については、下記のとおり実施しましたので、野菜農業振興事業補助実施要綱第5の（2）の力に基づき、その実績を報告します。

(なお、併せて精算額として助成金〇〇〇円の交付を請求します。)

記

1 事業の目的

2 事業の実施実績

(注) 別記様式第 2 号の様式に準ずるものとする。

3 事業に要した経費及び負担区分

区 分	事業に要した経費	負担区分			備考
		機構助成金	自己負担金	計	
1 ○○事業費	円	円	円	円	
2 ○○事業費					
・・・					
合 計					

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、実施要綱第7に定めるところによりこれを減額した金額を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 収支決算

(1) 収入の部

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B)-(A)	機構より概 算払された 額(C)	差引助成金 精算額 (B)-(C)	備考
機構助成金 自己負担金	円	円	円	円	円	
合 計						

(2) 支出の部

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B)-(A)	備考
1 ○○○事業費 2 ○○○事業費 ・・・	円	円	円	
合 計				

5 事業の成果

(注1) 事業の実施により得られた成果を記入する。

(注2) 過剰野菜有効利用研究・実証事業については、研究・実証を行った内容をとりまとめた報告書を添付すること。

6 振込先

振込先金融機関名	預金種別	口座番号	受取人住所及び口座名義

(注)受取人住所及び口座名義には、ふりがなを付すこと。

7 添付資料

(注1) 事業に要した経費を確認できる証拠資料等を添付すること。

(注2) 消費拡大推進事業で販促資材を作成した場合は、配付実績を添付すること。

(注3) その他機構が必要とする書類の提出を求めることがある。

別記様式第 7 号

価格回復緊急需給調整費用交付助成金及び価格回復緊急需給調整推進費
助成金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
野菜価格安定法人名
代表者名 印

価格回復緊急需給調整事業において、価格回復緊急需給調整費用交付金及び
価格回復緊急需給調整推進費交付金を交付したいので、下記のとおり、野菜農
業振興事業補助実施要綱第 5 の（４）のアに基づき、価格回復緊急需給調整費
用交付助成金及び価格回復緊急需給調整推進費助成金を交付されたく申請しま
す。

記

1 交付申請額 ○○, ○○○円

2 1 の算出基礎

(1) 価格回復緊急需給調整費用交付助成金

事業実 施主体	対 象 野 菜	実 施 期 間	(注 2) A	交付金 単価 B	交付金 C=A×B	負担区分	
						助成金	その他
			kg	円	円	円	円
合 計							

- 注 1 事業実施主体欄は、県生産出荷団体を記入する。
- 2 A の欄には「産地調整」「加工用販売」「市場隔離」のいずれかを記
入する。
- 3 助成金は、交付金の 2 分の 1 以内とする。

(2) 価格回復緊急需給調整推進費助成金

区 分	金 額	支払内訳			備考
		野菜価格安定 法人 (うち消費税相当額)	県生産出荷 団体 (うち消費税相当額)	産地農協 (うち消費税相当額)	
推進経費 印刷費 ・・・	円	円	円	円	
確認経費 旅 費 ・・・					
人夫賃					
合 計					

(注) 区分欄は、実施した取組を具体的に記入する。

3 添付資料

需給均衡運用通知第1の2の(3)のアに規定する価格回復緊急需給調整
実施計画

別記様式第 8 号

価格回復緊急需給調整費用交付助成金及び価格回復緊急需給調整推進
費助成金変更交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
野菜価格安定法人名
代表者名 印

価格回復緊急需給調整事業において、価格回復緊急需給調整費用交付金及び
価格回復緊急需給調整推進費交付金を交付したいので、下記のとおり、野菜農
業振興事業補助実施要綱第 5 の（４）のイに基づき、価格回復緊急需給調整費
用交付助成金及び価格回復緊急需給調整推進費助成金を変更交付されたく申請
します。

記

1 変更交付申請額 ○○，○○○円（変更前の交付申請額○○円）

2 変更理由

3 1 の算出基礎

（１）価格回復緊急需給調整費用交付助成金

事業実 施主体	対 象 野 菜	実 施 期 間	(注 3) A	交付金 単価 B	交付金 C=A×B	負担区分	
						助成金	その他
			kg	円	円	円	円
合 計							

- 注 1 事業実施主体欄は、県生産出荷団体を記入する。
- 2 助成金は、交付金の 2 分の 1 以内とする。
- 3 A の欄には「産地調整」「加工用販売」「市場隔離」のいずれかを記
入する。
- 4 上段括弧書で変更前の量又は額を、下段に変更後の量又は額を記載す

る。

(2) 価格回復緊急需給調整推進費助成金

区 分	金 額	支払内訳			備考
		野菜価格安定 法人 (うち消費税相当額)	県生産出荷 団体 (うち消費税相当額)	産地農協 (うち消費税相当額)	
推進経費 印刷費 ・・・	円	円	円	円	
確認経費 旅 費 ・・・					
人夫賃					
合 計					

注 1 区分欄は、実施した取組を具体的に記入する。

2 変更申請の場合は、上段括弧書で変更前の額を、下段に変更後の額を記載する。

また、備考欄についても同様に二段書で記載する。

3 添付資料

需給均衡運用通知第1の2の(3)のアに規定する価格回復緊急需給調整実施計画

別記様式第 9 号

価格回復緊急需給調整費用交付助成金及び価格回復緊急需給調整推進費
助成金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
野菜価格安定法人名
代表者名 印

○年○月○日付け○第○号で（変更）交付決定通知のあった価格回復緊急需給調整費用交付助成金及び価格回復緊急需給調整推進費助成金については、「野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について」（昭和63年 7 月25日付け63食流第3577号農林水産省食品流通局長通知）の第 1 の 2 の（4）に規定する緊急需給調整の実施状況確認が行われましたので、野菜農業振興事業補助実施要綱第 5 の（4）のウの（ア）に基づき、下記の申請金額につき、概算払にて交付されたく請求します。

記

- 1 （変更）交付決定額 ○○,○○○円
- 2 概算払請求額 ○○,○○○円
- 3 2 の算出基礎

（1）価格回復緊急需給調整費用交付助成金

事業実施主体	対 象 野 菜	実 施 期 間	(注 3) A	交付金 単価 B	交付金 C=A×B	負担区分	
						助成金	その他
			kg	円	円	円	円
合 計							

- 注 1 事業実施主体欄は、県生産出荷団体を記入する。
- 2 助成金は、交付金の 2 分の 1 以内とする。
- 3 A の欄には「産地調整」「加工用販売」「市場隔離」のいずれかを記入する。

(2) 価格回復緊急需給調整推進費助成金

区 分	金 額	支払内訳			備考
		野菜価格安定法人 (うち消費税相当額)	県生産出荷団体 (うち消費税相当額)	産地農協 (うち消費税相当額)	
推進経費 印刷費 ・・・	円	円	円	円	
確認経費 旅 費 ・・・					
人夫賃					
合 計					

注 区分欄は、実施した取組を具体的に記入する。

4 振込先

振込先金融機関名	預金種別	口座番号	受取人住所及び口座名義

(注)受取人住所及び口座名義には、ふりがなを付すこと。

5 添付資料

緊急需給調整の実施状況の確認報告書及び当該報告に係る都道府県知事から地方農政局長への報告通知の写し

別記様式第 10 号

価格回復緊急需給調整費用交付金及び価格回復緊急需給調整推進費
交付金交付実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
野菜価格安定法人名
代表者名 印

○年○月○日付け○第○号をもって交付を受けた価格回復緊急需給調整費用
交付助成金及び価格回復緊急需給調整推進費助成金について、野菜農業振興事
業補助実施要綱第5の（4）のエに基づき、下記のとおり報告します。
（なお、交付を受けた上記助成金のうち、○○,○○○円を返還いたしたく、
併せて報告します。）

記

1 価格回復緊急需給調整費用交付金

事業実施主体	対象野菜	実施期間	助成金		交付金		備考
			受領金額	受領年月日	支払金額	支払年月日	
			円		円		
合 計							

- 注：1 事業実施主体欄は、県生産出荷団体を記入する。
2 助成金は交付金の2分の1以内とする。
3 返還額がある場合は、「助成金」の「受領金額」の欄に括弧書でマイナス金額を記載すること。また、備考欄にその理由を記載すること。

2 価格回復緊急需給調整推進費交付金

	受領金額	受領年月日	支払等金額 (うち消費税相当額)	支払等年月日	備考
野菜価格安定法人	円		円		
県生産出荷団体					
産地農協					
合計					

注：返還額がある場合には、「受領金額」及び「支払等金額」の欄に括弧書でマイナス金額を記載すること。また、備考欄にその理由を記載すること。

3 添付資料

1 及び 2 の振込伝票の写し

別記様式第11号

平成 年度野菜農業振興事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
野菜価格安定法人名
代表者名 印

平成〇年〇月〇日付け〇農畜機第〇号で補助金の交付決定のあった平成〇年度〇〇助成金（緊急需給調整推進費助成金、緊急需給調整推進事業助成金又は価格回復緊急需給調整推進費助成金のうち該当するものを記載すること。）について、野菜農業振興事業補助実施要綱第7の3に基づき下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。（返還がある場合、記載すること。））

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条に規定する助成金の額の確定額（平成〇年〇月〇日付け〇農畜機第〇号による額の確定通知額）

金 円

- 2 助成金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

- 4 助成金返還相当額（3－2）

金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載。

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第12号

平成 年度過剰野菜有効利用研究・実証事業収益状況報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
野菜価格安定法人名
代表者名 印

野菜農業振興事業補助実施要綱第8の1に基づき、過剰野菜有効利用研究・実証事業に係る平成〇〇事業年度の収益状況について下記のとおり届け出ます。

記

1 特許権等の譲渡又は実施権の設定による収益額

2 事業成果の企業化による収益